

## 胎内市お試し移住体験制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住を検討している者に対し、一時的に市有住宅を貸し付けることにより、本市の風土及び日常生活の体験の機会を提供し、もって移住促進と地域活性化を図るために実施する胎内市お試し移住体験制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (移住体験住宅)

第2条 本市への移住を検討している者に対し、市が貸し付ける住宅（以下「移住体験住宅」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 胎内市移住体験住宅 T—Base 1号

位置 胎内市塩沢1535番地の54

2 移住体験住宅は、別表に掲げる設備・備品等及び食器類等（以下「附属設備等」という。）を備えるものとする。

### (資格)

第3条 移住体験住宅を借り受けることができる者及びその者と共に同居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市外に住所を有し、本市への移住を検討している者（転勤による転入予定者及び出張等であらかじめ定められた期間定住する予定である者を除く。）又はその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

(2) 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

2 前項の規定にかかわらず、満18歳未満の者のみによる移住体験住宅の借受けは、これを認めない。

### (借受申請等)

第4条 移住体験住宅及びその敷地を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、胎内市移住体験住宅借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、原則として借受けを開始する14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長

が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 申請者及びその者と共に同居しようとする者の住民票の写し

(3) 胎内市滞在計画書（様式第3号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、胎内市移住体験住宅貸付許可決定通知書（様式第4号）又は胎内市移住体験住宅貸付不許可決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

4 申請者は、第2項の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときは、胎内市移住体験住宅変更借受申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該変更申請の内容を審査の上、変更の可否を決定し、胎内市移住体験住宅変更貸付許可決定通知書（様式第7号）又は胎内市移住体験住宅変更貸付不許可決定通知書（様式第8号）により当該変更申請者に通知するものとする。

（契約の締結）

第5条 前条第2項の規定による許可を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、一時使用のための建物の賃貸借契約を、胎内市移住体験住宅賃貸借契約書（様式第9号。以下「契約書」という。）により市長と締結しなければならない。

2 前条第5項の規定による許可を受けた借受者は、前項の規定により締結した賃貸借契約の内容を変更する必要があるときは、市長と変更契約を締結しなければならない。

（貸付期間等）

第6条 移住体験住宅の1回当たりの貸付期間は、貸付開始日から起算して4日以上30日以内とし、契約書において定めるものとする。ただし、同一の借受者による借受け（借受者と共に同居した者が借受者となって借り受ける場合も含む。）は、4回まで、かつ、延べ60日までを上限とする。

2 移住体験住宅の貸付開始日又は貸付期間満了日は、原則として胎内市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に定める胎内市の休日を除いた日とする。

3 移住体験住宅の貸付開始時間は、原則として貸付開始日の午後2時から午後5時までとし、移住体験住宅の貸付終了時間は、原則として貸付期間満了日の午前9時から午前12時までとする。

(貸付料等)

第7条 移住体験住宅の貸付料は、2,000円に貸付期間の日数を乗じて得た額とする。ただし、借受者が貸付期間中に使用した電気、ガス、水道又は下水道の使用量が、標準的な使用量を勘案して市長が別に定める使用量を超過した場合は、借受者は、その超過した部分の実費相当について負担しなければならない。

2 移住体験住宅の借受けに伴う飲食費、日常生活に係る消耗品及び附属設備等以外の器具に要する費用並びに交通費は、貸付料とは別に借受者が負担するものとする。

3 借受者は、第1項に規定する貸付料(同項ただし書の規定による借受者が負担する費用を除く。)を市から移住体験住宅の鍵を受け取る前までに納付しなければならない。

4 借受者が納付した貸付料(第1項ただし書の規定による借受者が負担する費用を含む。)については、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災その他借受者の責めに帰すことができない理由により移住体験住宅を使用することができなくなったと市長が認めるとき。

(2) 貸付期間を変更する場合で、胎内市移住体験住宅変更借受申請書を借受けを開始する7日前までに市長に提出し、許可を受けたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(借受者等の遵守事項)

第8条 借受者及びその者と共に同居している者(以下「借受者等」という。)は、移住体験住宅及びその敷地の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど移住体験住宅を善良に管理すること。

(2) 移住体験住宅の鍵を紛失したときは、直ちに市長にその旨を報告すること。

(3) 移住体験住宅の鍵を複製しないこと。

(4) 火気の取扱いに注意し、移住体験住宅内は禁煙とすること。

(5) 冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。

- (6) 附属設備等を適切に取り扱うこと。
- (7) 移住体験住宅の敷地内の除草や除雪を適宜行い、移住体験住宅の敷地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (8) ごみは、市の定めに従い処理すること。
- (9) 移住体験住宅の貸付期間が満了するときはあらかじめ移住体験住宅の清掃を行うとともに、当該貸付期間が満了したときは直ちに鍵を市に返却すること。
- (10) 第三者に対し、移住体験住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条の規定により締結した契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (11) 移住体験住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(制限される行為)

第9条 借受者等は、移住体験住宅及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外の同居
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (3) 事業又は営業
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図書その他印刷物の貼付又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動
- (7) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）による盲導犬、介助犬又は聴導犬を除く。）の飼育
- (8) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用にふさわしくない行為  
(明渡し)

第10条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、移住体験住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該借受者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該移住体験住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 借受者は、貸付期間が満了する場合において、明渡しをしようとするときは、当該

明渡しの日時を事前に市長に通知しなければならない。

- 3 借受者は、第1項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ市長と協議するものとする。

(立入り)

第11条 市長は、移住体験住宅の防災、火災の延焼、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、その命じた職員をして、借受者の承諾を得ずに当該移住体験住宅及びその敷地に立ち入ることができるものとする。

- 2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 借受者は、借受者等が移住体験住宅（附属設備等を含む。次項において同じ。）を破損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちに市長に報告するとともに胎内市移住体験住宅破損（損傷・滅失・紛失）届出書（様式第10号）を提出しなければならない。

- 2 借受者は、借受者等が故意又は過失により移住体験住宅を破損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第13条 市は、移住体験住宅又はその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験住宅内又はその敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月22日から施行する。

附 則（平成31年4月5日告示第63号）

この告示は、平成31年4月5日から施行する。

附 則（令和2年7月30日告示第94号）

この告示は、令和2年7月31日から施行する。

別表（第2条関係）

設備・備品等	テレビ、冷蔵庫、ガスコンロ、洗濯機、エアコン、テーブル、ファンヒーター、掃除機、炊飯器、電子レンジ、食器棚、座布団、ドライヤー、寝具、布団乾燥機、物干し、虫よけ器具
食器類等	鍋、フライパン、やかん、包丁、お玉、ザル、ボール、コップ、まな板、汁椀、飯椀、皿、湯呑み、急須、小鉢、箸、スプーン、フォーク